

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日にあつたときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任(二件)

新たに行おうとする土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定(六件)

土地改良事業の工事の完了

入会林野整備計画の認可

◇ 公 告 行政書士試験の合格者

あん摩マツサージ指圧師試験等の実施

告 示

鳥取県告示第五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上り土地改良区から役員が退任し、及び、就任した

旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事	福 見 市 郎	西伯郡大山町上り四四五七	四四八
"	谷 野 章 義	"	三
"	諸 遊 秋 夫	"	四三一
"	山 根 英 好	"	七四三
"	山 根 功 仁	"	八六八
"	山 根 透	"	一
"	諸 遊 隆 男	"	四一五―四
"	富 田 準 一	"	四七〇
"	山 根 親 愛	"	四七二
"	山 根 健 二	"	三七一
"	山 根 榮 造	平田一三五	長田三三〇
"	入 江 正 雄	上り五六九	長田二九七
"	入 江 博	上り五九四	四三三
"	奥 田 一 憲	上り五九四	四三三
"	諸 遊 一 憲	上り五九四	四三三
"	山 根 諱 肆	上り五九四	四三三
"	諸 遊 忠 春	上り五九四	四三三
"	監 事		一〇

昭和五十八年六月十一日退任

就任した役員の名及び住所

理事	山根準一	西伯郡大山町上方四七一
"	諸遊透	一
"	諸遊忠春	一〇
"	山根和雄	四三八
"	山根博則	三七〇
"	谷野章義	四四八
"	入江博	五六九
"	山根榮造	平田一三五
"	谷野昭夫	上方四四一
"	山根完一	四三一
監事	諸遊皎	五九四
"	山根皞	四三三

昭和五十八年六月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上野福尾土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	金田進	西伯郡大山町福尾四九七
"	角田宇吉	二八九
"	福留勝美	四九六
"	門脇成美	五四七
"	角田弘人	二八五
"	福留祐三	三〇九
"	山根秀範	上野一八三
"	山根健寿	一九六
"	金田良夫	二〇二
"	朝妻宗治	二〇〇
"	山根実	一三三
"	金田篤治	二一二
"	入江正雄	長田三三〇
監事	山根茂	上野一八七
"	金田秀雄	福尾三〇〇
"	門脇潔	五四九

昭和五十八年二月二十八日退任

就任した役員の名及び住所

理事	金田進	西伯郡大山町福尾四九七
"	角田宇吉	二八九
"	角田弘人	二八五
"	門脇成美	五四七

山根 秀範

上野 一八三

国野 祐一

一〇八一二

山根 光義

一五〇一一

監事 福留 勝美

福尾 四九六

山根 茂

上野 一八七

昭和五十八年三月一日就任 任期四年

鳥取県告示第五十六号

光徳土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（光徳北部地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月十四日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十七号

昭和五十八年八月四日付けで国府町から申請のあつた土地改良（広西地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十一日から二十日

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十八号

昭和五十八年八月四日付けで国府町から申請のあつた土地改良（広西南地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十九号

昭和五十八年十一月十七日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（鹿野（二ツ家線）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

昭和五十八年十一月十七日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（鹿野（殿町水谷線）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

昭和五十八年十二月五日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（山土地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

昭和五十八年十二月五日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（大坪地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
宇谷地区ほ場整備事業 笏賀地区ほ場整備事業	昭和五十七年九月二十日 昭和五十八年三月二十二日	泊 村 三 朝 町

鳥取県告示第六十四号

八頭郡智頭町大字野原二四野原入会林野整備組合長古谷忠次郎から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

昭和58年10月23日に実施した昭和58年度行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和59年1月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

牧村 文仁	平田 知久	古持 保夫	古田 博志	坂田 尚道
重道 宗苑	太田 達男	梅林 広志	中田 達志	谷口 浩二
足立 純一	濱口 和彦	霜田 哲	岡本 親明	田淵 宣彰
法橋 延夫	千葉 健二	北川 敬治	西川 信明	手嶋 恒夫
湯原 明子				

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和59年1月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

あん摩マッサージ指圧師試験

学科試験 昭和59年2月16日（木）午前9時から

実地試験 昭和59年2月17日（金）午前9時から

はり師試験及びきゆう師試験

学科試験 昭和59年2月16日（木）午前9時から

昭和59年2月17日(金) 午前9時から

実地試験 昭和59年2月17日(金) 学科試験終了後

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂並びに

鳥取県庁議会棟第15会議室及び第16会議室

3 受験願書受付期間

昭和59年1月24日(火) から同月30日(月) まで

(郵送の場合は、昭和59年1月30日(月) までの消印があるものは有効とする。)

4 その他

受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7190)へ問い合わせること。